

令和8年度放課後キッズクラブ利用料減免手続きのお知らせ

1 利用料減免制度の概要

放課後キッズクラブ（以下「キッズクラブ」）の利用料減免（以下「減免」）制度の概要は以下の表のとおりです。書類提出フロー図（P5）をご確認いただいたうえで、申請手続き（※）をしてください。

※申請が可能なのはR8.12月までです。期限を過ぎた場合、減免の対象とならないためご注意ください。

【減免制度の概要】

	説明
減免対象者 (※1・2)	<p>すくすく【区分2】に登録していて、かつ、以下のいずれかに該当する方</p> <p>① <u>横浜市就学援助を受けている世帯（以下「就学援助世帯」）</u></p> <p>② <u>市民税所得割非課税世帯（以下「非課税世帯」）</u></p> <p>③ <u>生活保護世帯</u></p>
減免額 ・ 減免対象費用	<p><u>月額利用料を上限2,500円減免</u></p> <p>※おやつ代、プログラム参加費等の実費、すくすく・ゆうやけ【区分2A】の延長料（400円/回）及び保険加入料は減免の対象となりません</p>

※1 ①～③の要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯ではなくなった場合等）、速やかに減免適用外申出の手続きをお願いします。

※2 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

2 就学援助世帯の手続き

(1) 減免の判定期間

令和8年度から、毎年9月から翌8月までを1年度として判定を行うため、

- ・令和7年度に就学援助の認定を受けている：R8.4～8月を減免
- ・令和8年度に就学援助の認定を受けている：R8.9～R9.8月を減免

となりますが、令和8年度は次の基準でも判定を行います。

ア 2～6年生の特例

R8.4～8月は従前の基準（R8年度就学援助世帯を減免）での判定も行います。

イ 1年生の特例

令和8年度就学援助世帯に対してR8.4～R9.8月の判定を行います。

【減免判定期間】

	R8. 4～8 月	R8. 9～R9. 8 月
2 ～ 6 年生	<u>R7 年度</u> に就学援助世帯	<u>R8 年度</u> に就学援助世帯
	<u>R8 年度</u> に就学援助世帯 (R8 年度のみの特例)	
1 年生	<u>R8 年度</u> に就学援助世帯	

(2) 減免の申請

減免を受けるためには、キッズクラブに対して申請を行う必要があります。

ただし、R7 年度にキッズクラブで減免の対象となっていた方は、R8. 4～8 月については、申請を行わなくても減免の対象となります。

【減免申請の考え方】

	R8. 4～8 月	R8. 9～R9. 8 月
2～6 年生 (R7 年度に減免を受けている)	申請不要	8 月までに申請すれば 9 月から減免適用 (※1)
2～6 年生 (R7 年度に減免を受けていない)	8 月までに申請すれば 4 月から減免適用 (※1・2)	
1 年生		

※1 上記期限以降に減免申請を行った場合、減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。また、各月の提出期限はキッズクラブまでお問い合わせください。

※2 8 月までに減免申請を行った場合、4 月に遡って減免の適用が受けられます。申請期限・精算方法はキッズクラブまでお問い合わせください。

(3) 提出する書類

『放課後キッズクラブ利用料減免申請書』に次のいずれかの書類^(※)の写しを添付してご提出ください。

- ・就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ
- ・就学援助費支給についてのお知らせ
- ・就学援助認定通知

※(1)のとおり、減免を受けようとする月により、提出いただく書類の年度が異なります。ご不明な点については、キッズクラブまでお問い合わせください。

＜児童扶養手当を受給している方へ＞

児童扶養手当を受給している方は、上記の書類ではなく、児童扶養手当証書【写し】の提出をお願いします。

3 非課税世帯の手続き

(1) 減免の判定期間

令和 8 年度から、毎年 9 月から翌 8 月までを 1 年度として判定を行うため、

- ・令和 7 年度非課税世帯：R8. 4～8 月を減免
- ・令和 8 年度非課税世帯：R8. 9～R9. 8 月を減免

となりますが、令和 8 年度の R8. 6～8 月は従前の基準（R8 年度非課税世帯を減免）での判定も行います。

【減免判定期間】

R8. 4～5 月	R8. 6～8 月	R8. 9～R9. 8 月
R7 年度非課税世帯	R7 年度非課税世帯	R8 年度非課税世帯
	R8 年度非課税世帯 (R8 年度のみの特例)	

(2) 減免の申請

減免を受けるためには、キッズクラブに対して申請を行う必要があります。

ただし、R7 年度にキッズクラブで減免の対象となっていた方は、R8.4～8 月については、申請を行わなくても減免の対象となります。

【減免申請の考え方】

	R8.4～5 月	R8.6～8 月	R8.9～R9.8 月
2～6 年生 (R7 年度に減免を受けている)	申請不要		8 月までに申請すれば 9 月から減免適用 (※1)
2～6 年生 (R7 年度に減免を受けていない)	3 月までに申請すれば 4 月から減免適用 (※1)	8 月までに申請すれば 6 月から減免適用 (※1・2)	
1 年生			

※1 上記期限以降に減免申請を行った場合、減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。各月の申請期限はキッズクラブまでお問い合わせください。

※2 申請期限までに減免申請を行った場合、6 月に遡って減免の適用が受けられます。申請期限・精算方法はキッズクラブまでお問い合わせください。

(3) 提出する書類

『放課後キッズクラブ利用料減免申請書』に、世帯全員分^(※1)の次のいずれかの書類^(※2)の写しを添付してご提出ください。

- ・ 市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書
- ・ 市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書
- ・ 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書

※1 非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。

減免の対象となるためには、世帯全員が非課税である必要があるため、世帯全員の証明書をご提出ください。

なお、市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書は、課税または非課税でも同様の表記の証明書が発行されますので、市民税所得割部分が非課税であるか、ご確認ください。

※2 (1)のとおり、減免を受けようとする月により、提出いただく書類の年度が異なります。ご不明な点については、キッズクラブまでお問い合わせください。

4 生活保護世帯の手続き

(1) 減免の判定期間

生活保護の受給を開始した翌月から利用料減免の対象とすることが出来ます。

(2) 利用料減免の申請

利用料の減免を受けるためには、キッズクラブに対して申請を行う必要があります。

ただし、R7 年度にキッズクラブで利用料減免の対象となっていた方は、R8. 4～8 月については、申請を行わなくても減免の対象となります。

【減免申請の考え方】

	R8. 4～8 月	R8. 9～R9. 8 月
2～6 年生 (R7 年度に減免を受けている)	申請不要	8 月までに申請すれば 9 月から減免適用 ^(※1)
2～6 年生 (R7 年度に減免を受けていない)	随時申請 ^(※2)	
1 年生		

※1 上記期限以降に減免申請を行った場合、減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。各月の申請期限はキッズクラブまでお問い合わせください。

※2 減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。

(3) 提出する書類

『放課後キッズクラブ利用料減免申請書』に次のいずれかの書類の写しを添付してご提出ください。

- ・保護証明書
- ・生活保護費支給証

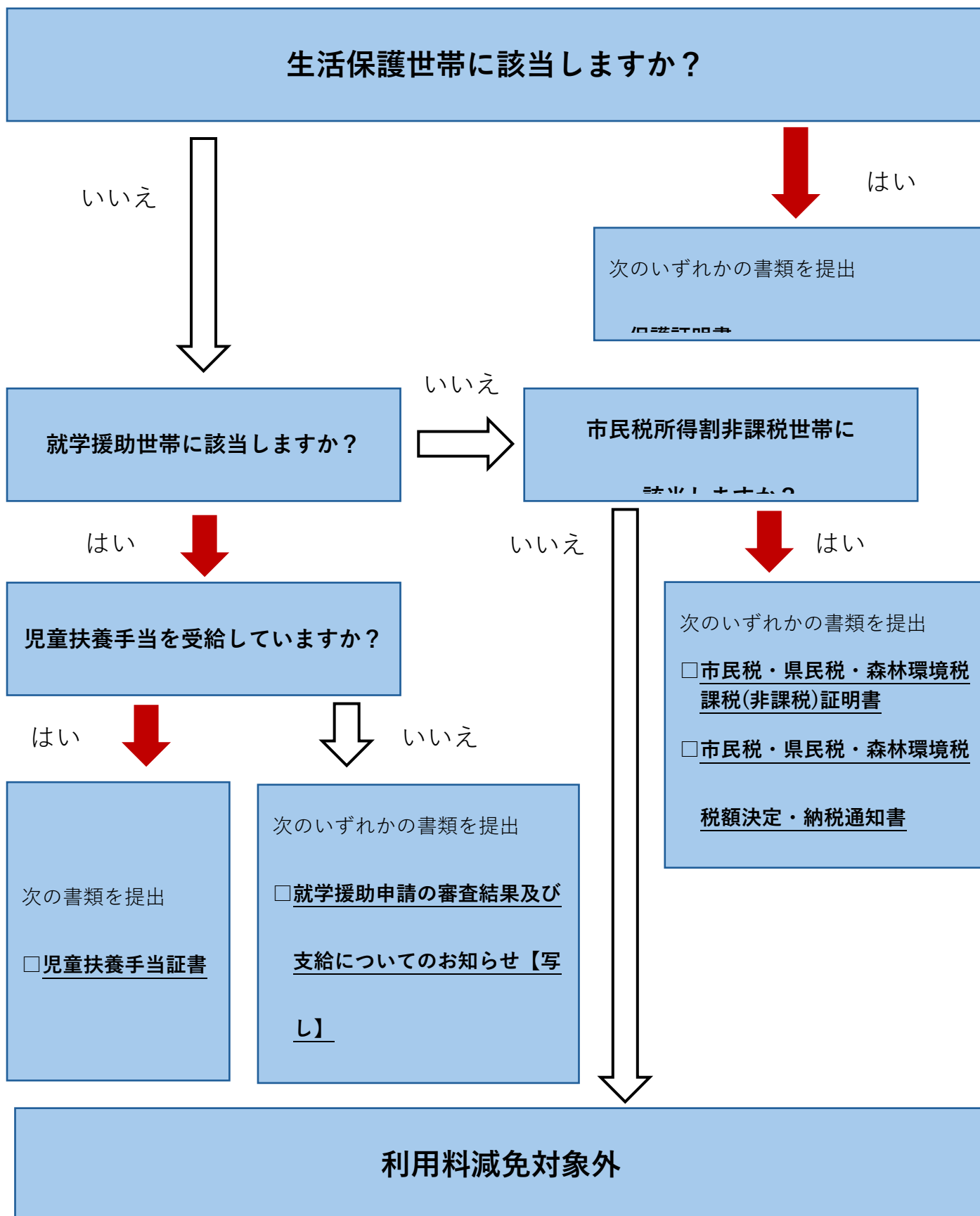
5 減免対象でなくなった場合

減免の要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯ではなくなった場合等）、速やかに『放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書』の提出をお願いします。

虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

【書類提出フロー図】

※減免申請の手続は、放課後 e-場所システムではなく、紙での申請となります。



【書類の説明】

世帯	提出書類	提出時期	備考
生活保護世帯	保護証明書	キッズクラブ の申込時 又は 減免の適用を 受けようとする時	保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料です。）
	生活保護費支給証		
市民税所得割 非課税世帯	市民税・県民税・森林 環境税課税（非課税） 証明書		区役所税務課や行政サービスコーナーで取得することができます（1件につき300円がかかります）。
	市民税・県民税・森林 環境税税額決定・納税 通知書		区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。
	給与所得等に係る市民 税・県民税・森林環境 税特別徴収税額の決 定・変更通知書		勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。
就学援助世帯 （児童扶養手当 受給「有」）	児童扶養手当証書		有効期限内の証書に限ります。

就学援助世帯 (児童扶養手当 受給「無」)	就学援助申請の審査結 果及び支給についての お知らせ	8月まで 又は 8月以降は学 校から受理次 第速やかに	・4月当初に申請をされた方は、7月下旬頃 に学校から送付されます。 ・新入生を対象とした「入学準備費」とは異な ります。
	就学援助費支給につい てのお知らせ		
	就学援助認定通知		